

## はしがき

情報通信技術の発展、とりわけインターネットの普及によって、法理論はどのように変容したのだろうか。そしてもし変容したのであれば、その理論の変容に、実務はどのように対応すべきなのだろうか。

著者は1984年生まれである。小学生の頃からパソコン、インターネットを日常的に使ってきた。その中で自然と情報法に対して興味をもった。

1990年代以降のインターネットの普及により多くの法分野における理論と実務が変容を迫られているように思われる。例えば、名誉毀損法、プライバシー法、肖像権法、知的財産権等々である。

その中でも、インターネット上の名誉毀損の問題は特筆に値する。インターネットの普及した現在、SNSやブログ等を通じてすべての人が「表現者」となり、その表現が名誉毀損となり得る。同時に、すべての人が、「第三者が自分について（批判的ないしは中傷的な）表現をする可能性<sup>1)</sup>がある」という意味での「（表現の）対象者」ともなり得る時代が到来した。インターネットの普及に伴い、単純な表現者の表現の自由の保護でもなく、単純な対象者の名誉権の保護でもない、バランスの取れた名誉毀損法の解釈論を探ることの重要性は、ますます高まっている。

このように重要な名誉毀損法に関しては、既に多くの研究及び著作が積み重ねられているが、これらの文献は、基本的には2種類に分類できるだろう。まず1つ目は、主にインターネット<sup>2)</sup>以外の名誉毀損に重点を置いた文献である。次に2つ目は、インターネット上の名誉毀損が発生した場合において、従来型の名誉毀損と手続法が大きく異なることから、その手続に重点を置いた文献<sup>3)</sup>である。確かに、従来型の名誉毀損の議論はインターネット上の名誉毀損<sup>4)</sup>においても参考になる。また、インターネット上の名誉毀損においては、固有の手続が問題となることも多い。そこで、上記の2種類の文献はいずれも価値が高い。

---

1) 「加害者」「被害者」との文言が用いられることもあるが、本書は表現者の表現の自由にも配慮し、中立性を高めるため、あえて「表現者」「対象者」という用語を用いる。

2) 本書では、「インターネット以外における名誉毀損は、「従来型（の）名誉毀損」という表現を用いることとする。

3) 例えば、佃克彦『名誉毀損の法律実務』（弘文堂、第2版、2008）。その他、岡村久道・坂本団編『Q&A 名誉毀損の法律実務——実社会とインターネット』（民事法研究会、初版、2014）

しかし、インターネット上の名誉毀損法には、固有の実体法解釈論上の問題はないのだろうか。インターネット上の表現には、誰がどのように判断しても名誉毀損となるものも少なくはない。しかし、口コミサイトやレビューブログ、<sup>5)</sup> SNSの発達により、批判的なレビュー、被害を告発する投稿等を簡単に発信・拡散できるようになったところ、その名誉毀損法上の扱いは容易でない。このような事案においては、対象者側はこれを「名誉毀損」等として削除等の措置を強く求める一方、表現者側は「表現の自由」を主張するという激しい対立が生じ得る。このような場合において、どこまでが「セーフ」で、どこからが「アウト」なのかという線引きは難しい問題であり、理論的に興味深いだけでなく、実務上の悩みの種でもある。その意味で、名誉毀損実体法の解釈論、特にこのような限界ラインの線引きに関する法理論を研究し、そこから得られる実務的な示唆をまとめることには大きな意味があるだろう。

著者は、弁護士（2007年登録）・情報セキュリティスペシャリストとして、インターネット上の名誉毀損を含む多くの情報法関係の案件に携わるとともに、留学中に「インターネット上の名誉毀損の日中比較研究」という修士論文を著した。その執筆過程でインターネット上の名誉毀損に関する裁判例を大量に収集・分類した。

本書では、このような実務経験及び研究成果を踏まえ、従来型の名誉毀損法に関する理論の蓄積という「巨人の肩」に乗りながら、インターネット上の名誉毀損のうち、実務で問題となりやすい事例とそれらに関する最新の裁判所の見解を解明するとともに、そこから実務上のメルクマール（分岐点）を読み解き、これを実務家と研究者の皆様提供することを目的としている。

まず、総論として、インターネット上の名誉毀損問題を考える前提となる基礎知識を要約した（第1編）。次に、主に2008年以降（平成20年代）の大量かつ最新の裁判例の蓄積を踏まえ、<sup>6)</sup> 各論点について裁判所の考えを解明し、その理論的位置づけと、実務上の留意点について説明した（第2編）。

加えて、インターネット上の名誉毀損案件を受任したり、今後担当すること

---

4) 例えば、清水陽平『サイト別 ネット中傷・炎上対応マニュアル』（弘文堂、初版、2015）。なお、手続に関する文献ではないが、一般向けの新書としては、鳥飼重和・神田芳明・香西駿一郎・前田恵美・深澤論史『その「つぶやき」は犯罪です』（文藝春秋社、初版、2013）が、インターネット上の名誉毀損についても分かりやすく説明している。

5) ソーシャルネットワークサービス。Facebook、LINE、Twitter等のオンラインにおける交流サービス。

を考えている弁護士（及びインターネット企業の法務担当者）にとって本書が特に有益なものとなるよう、実務で問題となりそうな10の仮想事例を作成した。その上で、依頼者が表現者の場合と対象者の場合とで場合分けを行い、どのようなアドバイスが考えられるかを説明している（第3編）。

本書が皆様のお役に立てれば幸いである。

2016年1月

松尾剛行

---

6) 本書で引用していないものや、従来型の名誉毀損に関する裁判例を含め、計1000件以上の裁判例を収集した。2015年12月24日にwestlaw、第一法規及び判例秘書データベース上に掲載された裁判例の最終確認を行った。本文では、基本的には最高裁判例→インターネット上の名誉毀損に関する裁判例→2008年以降の従来型の名誉毀損に関する裁判例→それ以前の従来型の名誉毀損に関する裁判例という優先順位を付けて裁判所の考えを説明した。なお、本書が2008年を重要なメルクマールにしているのは、佃・前掲書が#200411以外はすべて平成10年代以前の判決を引用しているところ、平成20年代に#220315、#220408、#220413、#240323等のインターネット上の名誉毀損に関する重要な最高裁判例が相次いで下されたことを踏まえている。